

【参考1】今後のスケジュール（予定）

2012年（平成24年）10月（予定） POPRC8

2013年（平成25年）（予定） 第6回締約国会議（COP6）

【参考2】「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」とは

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」は、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約です。

条約第8条に基づき、条約対象物質への追加について検討するための検討委員会（POPRC）が設置されており、その第7回会合が、10月10日から14日、ジュネーブ（スイス）で開催されました。POPRCは、我が国の北野 大 明治大学教授を含む31名の専門家より構成されています。

POPRCでは、新たに提案された規制候補物質について、①スクリーニング、②危険性の概要（リスクプロファイル）、③リスクの管理に関する評価の検討プロセスを経て、POPs条約の締約国会議（COP）への勧告を行います。その上で、COPにおいて、廃絶・制限の対象にするか否かを最終決定することになります。

COPでの決定後、日本など条約を締結している加盟国は、対象となった物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の諸法令で製造、使用等を規制することになっています。

【参考3】関連するホームページ

環境省関連情報ホームページ

<http://www.env.go.jp/chemi/pops/index.html>

POPs条約ホームページ（英語）

<http://www.pops.int/>